

定期監査の結果

令和元年度財務（知事部局・諸局・教育委員会・公安委員会）

1 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査員告示第1号）に準拠し実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象

○知事部局 本庁 65機関

・総務部 7機関

総務管理課、人事課、市町振興課、私学文書課、財政課、行革分権課、税務課

・企画振興部 8機関

総合政策課、自転車新文化推進課、秘書課、広報公聴課、統計課、情報システム課、地域政策課、交通対策課

・スポーツ・文化部 4機関

地域スポーツ課、競技スポーツ課、文化振興課、まなび推進課

・県民環境部 9機関

県民生活課、男女参画・県民協働課、人権対策課、消防防災安全課、防災危機管理課、原子力安全対策課、環境政策課、循環型社会推進課、自然保護課

・保健福祉部 8機関

保健福祉課、医療対策課、医療保険課、健康増進課、薬務衛生課、子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課

・経済労働部 7機関

産業政策課、企業立地課、労政雇用課、産業創出課、経営支援課、観光物産課、国際交流課

・農林水産部 11機関

農政課、農業経済課、ブランド戦略課、農地整備課、農産園芸課、畜産課、林業政策課、森林整備課、漁政課、水産課、漁港課

・土木部 10機関

土木管理課、用地課、河川課、港湾海岸課、砂防課、道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課、建築住宅課

・出納局 1機関

○諸局 本庁 4機関

人事委員会事務局、議会事務局、監査事務局、労働委員会事務局

○教育委員会 本庁 8機関

教育総務課、社会教育課、文化財保護課、保健体育課、義務教育課、高校教育課、
人権教育課、特別支援教育課

○公安委員会 本庁 1機関

警察本部

○知事部局 地方局 33機関

・東予地方局 14機関

総務企画部、今治支局、健康福祉環境部、四国中央保健所、産業経済部、
東予家畜保健衛生所、建設部、四国中央土木事務所、今治土木事務所、
鹿森ダム管理事務所、黒瀬ダム管理事務所、玉川ダム管理事務所、
台ダム管理事務所、出納室

・中予地方局 6機関

総務企画部、健康福祉環境部、産業経済部、中予家畜保健衛生所、建設部、
久万高原土木事務所

・南予地方局 13機関

総務企画部、八幡浜支局、健康福祉環境部、産業経済部、南予家畜保健衛生所、
建設部、大洲土木事務所、八幡浜土木事務所、西予土木事務所、愛南土木事務所、
須賀川ダム管理事務所、山財ダム管理事務所、出納室

○知事部局 地方機関 27機関

東京事務所、研修所、総合科学博物館、歴史文化博物館、美術館、消防学校、
消費生活センター、原子力センター、福祉総合支援センター、
東予子ども・女性支援センター、南予子ども・女性支援センター、
食肉衛生検査センター、動物愛護センター、衛生環境研究所、
心と体の健康センター、子ども療育センター、えひめ学園、計量検定所、
産業技術研究所、新居浜産業技術専門校、愛媛中央産業技術専門校、
宇和島産業技術専門校、大阪事務所、病虫害防除所、農業大学校、農林水産研究所、
家畜病性鑑定所

○教育委員会 地方機関 63機関

中予教育事務所、東予教育事務所、南予教育事務所、総合教育センター、図書館、
川之江高等学校、三島高等学校、土居高等学校、新居浜東高等学校、
新居浜西高等学校、新居浜南高等学校、新居浜工業高等学校、新居浜商業高等学校、
西条高等学校、西条農業高等学校、小松高等学校、東予高等学校、丹原高等学校、
今治西高等学校、今治南高等学校、今治北高等学校、今治工業高等学校、
弓削高等学校、北条高等学校、松山東高等学校、松山南高等学校、松山北高等学校、

松山中央高等学校、松山工業高等学校、松山商業高等学校、東温高等学校、
 上浮穴高等学校、小田高等学校、伊予農業高等学校、伊予高等学校、大洲高等学校、
 大洲農業高等学校、長浜高等学校、内子高等学校、八幡浜高等学校、
 八幡浜工業高等学校、川之石高等学校、三崎高等学校、三瓶高等学校、
 宇和高等学校、野村高等学校、宇和島東高等学校、宇和島水産高等学校、
 吉田高等学校、三間高等学校、北宇和高等学校、津島高等学校、南宇和高等学校、
 今治東中等教育学校、松山西中等教育学校、宇和島南中等教育学校、松山盲学校、
 松山聾学校、しげのぶ特別支援学校、みなら特別支援学校、今治特別支援学校、
 宇和特別支援学校、新居浜特別支援学校

○公安委員会 地方機関 16機関

四国中央警察署、新居浜警察署、西条警察署、西条西警察署、今治警察署、
 伯方警察署、松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署、久万高原警察署、
 伊予警察署、大洲警察署、八幡浜警察署、西予警察署、宇和島警察署、愛南警察署

4 監査等の着眼点

監査の実施にあたっては、次の事項に主眼を置き実施した。

- (1) 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか
- (2) 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

5 監査等の実施内容

令和元年度財務に係る本庁・地方局・地方機関の定期監査を 217 機関に対して実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
知事部局	111	14	125
本庁	65	0	65
地方局	33	0	33
地方機関	13	14	27
諸局	4	0	4
本庁	4	0	4
教育委員会	30	41	71
本庁	8	0	8
地方機関（高等学校等）	22	41	63
公安委員会	8	9	17
本庁	1	0	1
地方機関（警察署）	7	9	16
合計	153	64	217
本庁	78	0	78
地方機関（地方局含む）	75	64	139

6 監査等の結果

監査対象機関に対し監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を実施したところ、重要な点において監査基準第15条第2項第1号に定める事項が認められないものがあったので、令和2年8月4日付け公表第10号のとおり公表を行った。

なお、令和2年8月4日付け公表第10号以外の事項については、重要な点において適切に執行されていた。